

## ミルク・おむつ代 等の購入費を助成します！

〈通常チケット〉

1人目、2人目のお子さん1人あたり月額

**3,000円**

〈多子世帯用チケット〉

3人目以降のお子さん1人あたり月額

**5,000円**

瀬戸内市では、3歳未満のお子さんを養育する世帯に対し、市内協力店舗においておむつやミルク等を購入できる「すくすくチャイルドチケット」を交付しています。

### 〈通常チケット〉

- 助成対象乳幼児 瀬戸内市内にお住まいの3歳未満のお子さん
- 申請できる方 助成対象乳幼児と同居している方で、現に対象乳幼児を養育している方
- 助成額 お子さん1人あたり 月額3,000円（1,000円分のチケット×3枚）

### 〈多子世帯用チケット〉

- 助成対象乳幼児 瀬戸内市内にお住まいの3歳未満で3人目以降のお子さん  
（3人目以降とは、同一世帯で養育している18歳未満の子のうち最年長を「1人目」として数えた場合の3人目以降の子です）
- 申請できる方 助成対象者と同居している方で、現に対象乳幼児を養育している方
- 助成額 お子さん1人あたり 月額5,000円  
（1,000円分のチケット×2枚+通常チケット3,000円）

\*チケットは、原則、申請のあった月の翌月分から同年度3月分までをまとめて交付します。  
\*年度の途中で満3歳の誕生日を迎える場合は、誕生日の属する月までのチケットを交付します。



◇申請方法 次のいずれかの方法で申請書をご提出ください。

- ① 窓口へ持参
  - ・こども家庭課（市役所本庁舎西棟1階）
  - ・牛窓支所
  - ・裳掛出張所
  - ・長船支所
- ② 郵送（こども家庭課宛）

\*既にチケットの交付を受けている方は、年度ごとの申請は不要です。

対象用品、登録店舗など  
詳しくはホームページへ！



◇問合せ先・申請書提出先

瀬戸内市 こども未来部 こども家庭課  
〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1 市役所本庁舎西棟1階  
TEL:0869-24-8015

◇助成対象用品(R8.4.1時点)

※をよく確認してご利用ください。

用品の取扱いについては、各店舗で異なるため、ご使用前に各店舗にご確認ください。

〈授乳関連用品〉

- ①粉ミルク・液体ミルク
- ②授乳パッド
- ③哺乳瓶
- ④替え乳首
- ⑤哺乳瓶専用洗淨液・消毒液

〈おむつ用品〉

- ①紙おむつ・布おむつ・水遊び用おむつ
- ②おむつカバー
- ③おむつライナー(紙製)
- ④トレーニングパンツ(紙製)
- ⑤おしりふき

〈離乳食関連用品〉

- ①離乳食(ベビーフード)
  - ②ベビーおやつ
  - ③ベビー飲料
- ※対象年齢の記載のある用品のみ対象

〈歯磨き関連用品〉

- ①歯ブラシ
  - ②歯磨きシート・ナップ
  - ③歯磨き粉
- ※①②:対象年齢の記載のある用品のみ対象  
※③:就学前の乳幼児向けの用品のみ対象

〈衛生用品〉

- ①手口ふき
  - ②ベビーローション、ベビークリーム、ベビーパウダー、ベビーワセリン
  - ③ベビシャンパー、ベビーソープ
- ※②③:商品名にベビーと記載のある用品のみ対象

※今後変更する場合がありますので、ご使用前に市ホームページをご確認ください。

◇使用できる店舗(地区別五十音順)

R8.4.1時点

登録店舗名	店舗住所	電話番号
ゴダイドラッグ 牛窓店	牛窓町牛窓4537	0869-34-6255
おかやまコープ コープステーション邑久	邑久町福元608-382	0120-662-538
ザグザグ 邑久店	邑久町豊原86-1	0869-22-5266
ディスカウントドラッグコスモス 邑久店	邑久町尾張123-1	0869-22-5601
ホームプラザナフコ 瀬戸内店	邑久町豊原126-1	0869-24-2721
ゆめタウン 邑久店	邑久町尾張268	0869-24-1900
おかやまコープ 長船センター	長船町福里171-1	0120-662-538
ザグザグ 長船店	長船町服部387-1	0869-66-0201
山陽マルナカ 長船店	長船町服部390-1	0869-26-5335
竹原薬局 ※商品の取寄せになるため店舗に直接連絡してください	長船町土師112-5	0869-26-3044
ディスカウントドラッグコスモス 長船店	長船町土師220-1	0869-26-8780
ホームセンタータイム 長船店	長船町福岡1165-1	0869-26-8650

※今後変更する場合がありますので、ご使用前に市ホームページをご確認ください。

◇注意事項

- 助成対象乳幼児の育児用品以外は使用できません。
- それぞれのチケットには使用期間があります。使用期間前や経過後のものは使用できません。
- おつりは出ません。
- チケットは紛失されても再発行できません。
- 瀬戸内市外に転出される方は、チケットをこども家庭課まで返還してください(郵送可)。
- ※3人目以降のお子さんがある場合は、対象乳幼児のごきょうだいが世帯から外れる場合も返還をお願いします。
- 住所や氏名、世帯等に変更がある場合は、「すくすくチャイルドチケット申請事項変更届書」を提出してください。